

データセンター共通基盤通信装置の賃貸借及び保守管理

京都市上下水道局総務部総務課

本仕様書は、「京都市上下水道局電子計算機による事務処理等（機器保守）の委託契約に係る共通仕様書」及び「データセンター共通基盤通信装置の賃貸借及び保守管理に係る個別仕様書」から成る。

# 京都市上下水道局電子計算機による事務処理等（機器保守）の委託契約に係る共通仕様書

## （総則）

**第1条** この電子計算機による事務処理等（機器保守）の委託契約に係る共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、電子計算機による事務処理等（機器保守）の業務委託において、情報セキュリティの確保など委託業務の適正な履行を確保するために共通して必要となる事項を定めるものである。

2 共通仕様書に定める内容と個別仕様書に定める内容との間に相違がある場合は、個別仕様書に定める内容が優先する。

## （履行計画）

**第2条** 受託者（複数の事業者で構成する連合体が委託業務を履行する場合にあっては、当該連合体の全ての構成員をいう。以下「乙」という。）は、委託業務の履行に着手する前に、履行日程及び履行方法について京都市上下水道局（以下「甲」という。）に届け出て、その承諾を得なければならない。

2 乙は、甲が委託業務の内容を変更した場合に、履行日程又は履行方法を変更するときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。乙の事情により、履行日程又は履行方法を変更するときも、同様とする。

## （秘密の保持）

**第3条** 乙は、委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報及び秘密を第三者に漏らしてはならない。契約期間終了後又は契約解除後も、同様とする。

## （法令等の遵守）

**第4条** 乙は、次の各号で定める法令等を遵守して、委託業務を履行する義務を負う。

- (1) 個人情報の保護に関する法律及び京都市個人情報保護条例
- (2) 京都市上下水道局情報セキュリティポリシー、京都市上下水道局情報セキュリティ対策基準及び京都市上下水道局情報セキュリティ共通運用手順
- (3) その他受託業務に係る法令及び甲が定める規定

## （人員体制）

**第5条** 乙は、委託業務における担当責任者を配置し、常時甲との打合せが行える連絡体制を整えておかななければならない。

2 乙は、委託業務完了後において、甲からの問い合わせ、障害調査、修正等について、迅速に対応できる連絡体制を整えておかななければならない。

## （身分証明書の携行）

**第6条** 委託業務に従事する者は、乙の管轄下にある者とし、常に身分証明書を携行する。また、甲は、乙の作業に際し身分証明書の提示を求め、乙の管轄下にある者かどうかを確認することがある。

## （目的外使用の禁止）

**第7条** 乙は、次に掲げるものを委託業務の履行以外の目的に使用してはならない。

- (1) 個別仕様書において保守対象として定めるもの（以下「保守対象機器」という。）
- (2) 甲が乙に支給する物品（以下「支給品」という。）及び貸与する物品（以下「貸与品」という。）

という。)

- (3) 委託業務の履行に関し作成された入出力帳票、フロッピーディスク、磁気テープ、磁気ディスク、光磁気ディスク、光ディスク、半導体メモリその他の記録媒体に記録された情報（保守対象機器に記録された情報及び甲が提供した情報を含む。以下「データ」という。)

#### **(複写、複製及び第三者提供の禁止)**

**第8条** 乙は、保守対象機器、支給品、貸与品及びデータについて、複写し、複製し、又は第三者に閲覧又は提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

#### **(作業責任者等の届出)**

**第9条** 乙は、委託業務に係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

- 2 作業責任者は、共通仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。
- 3 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、共通仕様書に定める事項を遵守しなければならない。
- 4 乙は、全ての作業責任者及び全ての作業従事者から共通仕様書に定める事項を遵守する旨の誓約書を徴し、甲から求めがあった場合は、これを甲に提出しなければならない。

#### **(教育の実施)**

**第10条** 乙は、全ての作業責任者及び全ての作業従事者に対して、情報セキュリティに対する意識の向上、共通仕様書において遵守すべき事項その他委託業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

- 2 乙は、個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報を取り扱う全ての作業責任者及び全ての作業従事者に対し、個人情報の保護に関する法律の罰則規定を周知するとともに、個人情報保護のための教育及び研修を実施しなければならない。
- 3 乙は、前2項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、及び実施体制を整備しなければならない。

#### **(派遣労働者等の利用時の措置)**

**第11条** 乙は、委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

#### **(再委託等の禁止)**

**第12条** 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 乙は、再委託する場合は、再委託の内容、再委託の相手方、再委託の理由等を付して書面によりあらかじめ甲に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 乙は、再委託する場合は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託の相手方の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

- 4 乙は、再委託する場合は、再委託の相手方との契約において、再委託の相手方を監督するための手続及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 乙は、再委託する場合は、再委託先における履行状況を管理するとともに、甲の求めに応じて、その状況を甲に報告しなければならない。

**(データ等の適正な管理)**

**第 13 条** 乙は、保守対象機器及びデータの授受、処理、保管その他の管理に当たっては、内部における責任体制を整備し、保守対象機器のき損、紛失、盗難等の事故及びデータの漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等の事故を防止するなどその適正な運営に努めなければならない。

- 2 乙は、委託業務の履行に当たって使用する電子計算機室、データ保管室その他の作業場所（以下「電子計算機室等」という。）を定め、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。これを変更するときも、同様とする。
- 3 乙の作業責任者及び作業従事者は、甲の電子計算機室等に入退室するときは、事前に甲の許可を受けなければならない。
- 4 乙は、第 2 項で定める乙の電子計算機室等について、外部からの侵入が容易でない場所に配置するとともに、地震、水害、落雷、火災、漏水等の災害及び盗難等の人的災害に備えて、必要な保安措置を講じなければならない。
- 5 乙は、第 2 項で定める乙の電子計算機室等について、次に掲げる入退室管理を行わなければならない。
  - (1) 電子計算機室等に入室できる者を、乙が許可した者のみとすること。
  - (2) 入室を許可されていない者が電子計算機室等に入室することを防止するための必要な措置を講じること。
  - (3) 入室を許可された者が電子計算機室等に入室し、又は退室するときは、日時、氏名等を入退室記録簿に記録すること。
- 6 乙は、甲から保守対象機器及び委託業務において利用するデータの引渡しを受けたときは、甲に受領書を提出しなければならない。
- 7 甲は、乙の第 2 項から第 5 項に定める事項に異議がある場合は、理由を示し、書面により乙に変更を求めることができるものとする。
- 8 乙は、委託業務の履行のために入力機器、電子計算機及び記録媒体を使用するに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 乙が許可した者以外の者が入力機器、電子計算機及び記録媒体を使用すること及びこれに記録されているデータを閲覧することがないよう必要な措置を講じること。
  - (2) 入力機器、電子計算機及び記録媒体に、情報漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。
  - (3) 個人の所有する入力機器、電子計算機及び記録媒体を使用しないこと。
- 9 乙は、甲及び乙の電子計算機室等からデータを持ち出してはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 10 乙は、保守対象機器及びデータの輸送、搬入出を自ら行わなければならない。ただし、甲の書面による同意を得た場合は、この限りでない。
- 11 甲は、データの全部又は一部の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等による被害

が生じた場合は、契約を解除することができる。保守対象機器のき損、紛失、盗難等による被害が生じた場合も、同様とする。

12 乙は、データの全部又は一部の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等があったときは、甲の指定するところにより、代品を納め、原状に復し、損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下同じ。）を賠償し、又は代品を納め、若しくは原状に復するとともに損害を賠償しなければならない。保守対象機器のき損、紛失、盗難等があったときも、同様とする。

13 乙は委託業務を履行するために保守対象機器の記録媒体の交換が必要となる場合は、交換により不要となった記録媒体は、記録されているデータを消去するなど復元不可能な状態にしなければならない。

#### **（データ等の廃棄）**

**第 14 条** 乙は、委託業務が完了したとき、委託業務の内容が変更されたとき又は契約が解除されたときは、甲の指示に従い、データを廃棄し、消去し、又は甲に返還し、若しくは引き渡さなければならない。

2 乙は、前項の規定によりデータの廃棄又は消去を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 復元又は判読が不可能な方法により廃棄又は消去を行うこと。

(2) 廃棄又は消去の際に、甲から立会いを求められたときはこれに応じること。

(3) 廃棄又は消去を行った後速やかに、廃棄又は消去を行った日時、担当者名及び処理内容を記録した証明書等により甲に報告すること。

なお、甲から当該証明書等の提出期限の指定及び処理の証拠写真の提出を求められた場合には、これらに応じること。

#### **（監督）**

**第 15 条** 乙は、保守対象機器及びデータの管理状況並びに委託業務の履行状況について、甲の指示に従い、定期的に甲に報告しなければならない。

2 甲は、必要があると認める場合は、契約内容の遵守状況及び委託業務の履行状況について、いつでも乙に対して報告を求め、乙の電子計算機室等に立ち入って検査し、又は必要な指示等を行うことができるものとする。

#### **（事故の発生のお知らせ）**

**第 16 条** 乙は、保守対象機器のき損、紛失、盗難等の事故又はデータの漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等の事故が生じたときは、直ちに甲に通知し、その指示に従い、遅滞なく書面で報告しなければならない。契約期間終了後又は契約解除後も、同様とする。

2 乙は、保守対象機器のき損、紛失、盗難等の事故又はデータの漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等の事故が生じた場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置等を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 甲は、保守対象機器のき損、紛失、盗難等の事故又はデータの漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等の事故が生じた場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

#### **（支給品及び貸与品）**

**第17条** 支給品及び貸与品の品名、数量、引渡時期及び引渡場所は、個別仕様書に定めるところによる。

2 乙は、前項に定めるところにより、支給品又は貸与品の引渡しを受けたときは、遅滞なく甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。

3 乙は、支給品及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

4 乙は、この委託業務が完了したとき、委託業務の内容が変更されたとき、又はこの契約が解除されたときは、個別仕様書等に定めるところにより、不用となった支給品及び貸与品を、使用明細書を添えて甲に返還しなければならない。

5 乙は、故意又は過失により、支給品又は貸与品の全部又は一部を滅失し、又はき損したときは、甲の指定するところにより、代品を納め、原状に復し、損害を賠償し、又は代品を納め、若しくは原状に復するとともに損害を賠償しなければならない。

#### (検査の立会い及び引渡し)

**第18条** 甲は、契約に基づく検査に当たり、必要があると認めるときは、乙を検査に立ち合わせるができる。この場合において、乙が検査に立ち会わなかったときは、乙は、検査の結果について異議を申し立てることができない。

2 甲は、契約に基づく検査に当たり、必要があると認めるときは、保守対象機器を稼働させ検査することができる。この場合において、当該検査に直接要する費用は、乙の負担とする。

3 乙は、契約に基づく検査に合格したときは、直ちに、作業報告書を提出するものとし、作業報告書の提出をもって委託業務の一工程の履行が完了したものとする。

4 甲は、保守対象機器に障害が発生し、その障害の内容及び程度が当該情報システムの運用に重大な影響を及ぼすものであると判断する場合は、乙に対し、前3項に定める作業報告書とは別に当該障害について報告を求めることができる。乙はこれに対し、甲が定める期間内に誠実に対応しなければならない。

5 乙は、成果物を電子媒体にて納品する場合は、事前にウイルスチェックを実施しなければならない。

#### (契約の解除)

**第19条** 甲は、乙が個別仕様書又は共通仕様書の内容に違反していると認めるときは、契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、乙に損害賠償の請求を行うことがある。

3 乙は、第1項の規定により契約の解除があったときは、甲にその損失の補償を求めることはできない。

#### (損害賠償)

**第20条** 乙の故意又は過失を問わず、乙が個別仕様書又は共通仕様書の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に損害を与えた場合は、乙は、甲にその損害を賠償しなければならない。

#### (契約不適合責任)

**第21条** 甲は、引渡しを受けた契約目的物が種類、品質又は数量に関して契約の目的に適合しないものであるとき（その引渡しを要しない場合にあつては、委託業務が終了した時に当該業務の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないとき）は、乙に対し

てその不適合（以下本条において「契約不適合」という。）の修正等に履行の追完（以下「追完」という。）を請求することができ、乙は、当該追完を行うものとする。ただし、甲に不相当な負担を課するものではないときは、乙は甲の請求した方法と異なる方法による追完を行うことができる。

- 2 甲は、当該契約不適合により損害を被った場合、乙に対して損害賠償を請求することができる。
- 3 甲は、契約不適合について、追完の請求にもかかわらず相当期間内に追完がなされない場合又は追完の見込みがない場合で、契約不適合により契約の目的を達することができないときは、契約の全部又は一部を解除することができる。
- 4 乙が本条に定める責任その他の契約不適合責任を負うのは、第18条第3項の規定による委託業務の一工程の履行が完了した日から2年以内に甲から契約不適合を通知された場合に限るものとする。ただし、第18条第3項の規定による委託業務の一工程の遅行が完了した時点において乙が契約不適合と知り若しくは重過失により知らなかった場合、又は契約不適合が乙の故意若しくは重過失に起因する場合にはこの限りでない。
- 5 第1項から第3項までの規定は、契約不適合が甲の提供した資料等又は甲の与えた指示によって生じたときは適用しない。ただし、乙がその資料等又は指示が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りではない。

#### **（作業実施場所における機器）**

**第22条** 委託業務の履行に必要なとなる機器、ソフトウェア及びネットワーク（以下「機器等」という。）については、乙が準備するものとする。ただし、甲が機器等を貸与する場合は、この限りでない。

- 2 乙は、委託業務の履行に必要なとなる機器等を甲のネットワークに接続する場合は、事前に甲の許可を受けなければならない。
- 3 乙は、委託業務の履行のために甲の保有する機器にソフトウェアをインストールする必要がある場合、事前に甲の許可を得なければならない。また、当該ソフトウェアが不要となった場合は速やかに消去しなければならない。

#### **（委託料の支払い）**

**第23条** 甲は、乙による委託業務の完了後に検査を行い、本検査に合格した後、乙の適正な請求によって一括して委託料を支払うものとする。ただし、甲と乙の協議により、契約書に基づいて部分払いを設けることができる。

#### **（疑義）**

**第24条** 契約締結後、契約内容に疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して決定するものとする。

## データセンター共通基盤通信装置の賃貸借及び保守管理に係る個別仕様書

上下水道局総務部総務課

(適用範囲)

第1条 京都市上下水道局（以下「甲」という。）と契約者（以下「乙」という。）におけるデータセンター共通基盤通信装置の賃貸借及び保守管理に関する仕様は、次条以下のとおりとする。乙はこの仕様書に従って、契約を履行しなければならない。

(契約の目的)

第2条 本件は、現在甲において稼働しているイントラネット共通基盤に係る通信機器等を増設し、冗長化を図るものであり、乙は、甲の指示に従って機器等を設置し、甲及び甲が別途委託する運用管理業者等に適正な使用方法を教示するとともに保守管理等を行う。

(制約条件)

第3条 乙は、プライバシーマーク制度（JIPDEC）付与認定、ISO/IEC 27001 認証（国際標準）または JIS Q27001 認証（日本産業規格）のいずれかを取得していること。

2 乙は、令和3年度以降において、元請負として国内の官公庁における TCP/IP ネットワーク上で稼働する通信機器類（ルータ、スイッチ、ファイアウォール等）の賃貸借及び保守サービスの履行実績（履行中のものを含む。）を有すること。

(法令等の遵守)

第4条 乙は、「京都市上下水道局電子計算機による事務処理等（機器保守）の委託契約に係る共通仕様書」第4条各号で定める法令等を遵守するものとする。

(機器等の仕様)

第5条 機器等の品名、数量等は経費内訳書のとおりとする。なお、現在の甲における当該ネットワーク環境の都合上、既設の機器の設定情報を流用して更新（移行）を円滑に実施するために、機種や品名を指定し、通信機器等については、全て新品で未使用であること。

(仕様変更)

第6条 甲は、必要がある場合仕様変更を行う。ただし、軽易な変更については、契約金額の増減をしない。

(賃貸借期間)

第7条 賃貸借期間は、令和8年8月1日から令和13年7月31日まで（60か月間）とする。

(作業体制)

第8条 乙は、本契約の決定後速やかに作業責任者を選出し、甲に届け出ること。なお、当該責任者は、本件に係る機器等や作業内容について習熟した技術者で、乙との3年以上の直接雇用関係があることとし、本件作業を統括するとともに、甲とのやり取りの窓口となること。

2 乙は、甲の指定する作業期間内及び同時間内に作業が完了するよう、十分な作業人数を

確保したうえで作業を行う。

- 3 乙は、作業に従事する際、常に身分証明書を携行する。また、甲は、乙の作業に際し身分証明書の提示を求め、乙の管轄下にある者かどうかを確認することがある。

(納入場所及び日程)

第9条 乙は、次項に示すとおり、甲が別途委託する設定作業委託業者の作業場所へ期日までに順次機器等を納品し、また設定作業完了後にこれを引き取ったうえで、甲の指定する場所に搬入及び設置を行う。ただし、これらについてはそれぞれ複数日に及ぶものとし、具体的な日程については契約決定後に甲と調整を行う。なお、納入遅延が発生し設定作業等に支障を来した場合、この損害については乙が負担すること。また、賃貸借期間開始日までに要する一切の費用についても乙の負担とする。

- 2 機器等の納品及び搬入設置場所並びに期日は以下のとおりとする。

場所	期日
甲が指定する設定作業場所 ・近畿地方内	甲が別途指定する
甲が指定する搬入及び設置場所 ・データセンター（京都市内某所）	甲が別途指定する

(搬入設置及び撤去)

第10条 乙は、契約決定後、速やかに甲及び甲が別途委託する運用管理業者等と協議を行い、本件に係る作業に関する内容や計画等について打ち合わせること。また、作業開始後においても、定期または随時の協議により、当該作業の進捗報告や懸案事項の確認を行うこと。なお、乙は、これら協議の都度に打合せ議事録を作成し、その内容について甲の確認を取ること。

- 2 乙は、本契約に係る機器等の納入に伴い必要となる雑材料（接続ケーブル類を含む。）について、その全てを負担することとする。なお、機器納品時の各設置場所への搬入及び設置については、電源への接続、納入機器相互及び既設機器や通信回線との接続に係る配線を含むこととする。ただし、当該作業については夜間又は休日等の業務時間外の実施や複数日程となる場合がある。また、既設機器との入替えに伴い、一部の納入機器について複数回の設置作業が必要となった場合、これに応じること。

- 3 乙は、納品する各機器について、甲の指示に従い当該機器呼称等を記載した識別ラベルを作成し、見えやすい位置に貼付して納入すること。また、配線する各ケーブル類についても、接続先を明確にするタグ等を巻付すること。

- 4 乙は、必ず動作確認を行ってから納品する。また、設置時の動作確認にも立会い、必要に応じて各機器等に係るバックアップデータを取得して甲に提出すること。

- 5 乙は、機器を梱包していた箱及び袋等について、甲の指示に従い保管又は処分する。

- 6 乙は、本契約期間の終了後において、甲の指示に従い不要となった機器を当該設置場所から撤去すること。また、このとき、甲の指示に従い機器外部に貼付された識別ラベルを剥離した上で、機器内部の設定内容及び記録装置内のデータを、復元できないように完全に消去し、データ消去証明書及び当該作業に係る報告書を甲に提出すること。

7 借入期間終了後の機器の扱いについては、借入期間終了時に甲と乙が協議して決定する。

(保守)

第11条 乙は、本件契約期間内における、納入した全ての機器等（ハードウェア、ソフトウェア（OS、ミドルウェア、ファームウェア等を含む。）及び消耗品を含む。）の保守を行うこととする。

2 乙は、納品後速やかに当該保守に関する計画、体制、手順等を定義した文書を作成し、甲に提出したうえで承認を受けること。

3 乙は、甲又は甲が別途委託する運用管理業者等からの保守対象機器等の不具合発生の連絡に対して、2時間以内に当該機器等の設置場所に習熟した技術者を派遣し、速やかに作業を開始すること。なお、当該連絡の受付時間については、平日の8時30分から17時（12月29日から1月3日を除く。）を原則とし、緊急を要する場合はこの限りでないものとする。

4 乙は、保守作業を実施するに当たり、甲が別途委託する運用管理業者等と協力して、初めに障害切分けを行い、原因の特定を図ること。また、この結果を甲に通知するとともに、対応方法について甲の了解を得ること。

5 乙は、前項による切分けの結果、当該不具合が保守対象機器等に起因するものであることが判明したときは、速やかに修理その他復旧に要する手配を行う。なお、即時に実施可能な対応については、甲の指示に従い行うものとする。

6 乙は、第4項による切分けの結果、当該不具合が保守対象機器等に起因するものであるかどうか判別し難い場合、甲の求めに応じ、予防保守として故障推定部品の交換等を行うものとする。なお、これらに係る一切の費用については、乙の負担とする。

7 乙は、保守対象機器等のうち、不揮発性メモリ等を含むハードウェアを修理又は交換した場合は、甲の指示に従い、また甲が別途委託する運用管理業者等と協力し、付属しているリカバリメディアやあらかじめ取得したバックアップデータを用いて、納品時の状態に復旧させること。

8 乙は、保守対象機器等の修理や復旧に時間を要し、甲の業務に支障を来すと認められるときは、乙の所有する代替機器等を設置することとする。また、各機器の主要部品等については、速やかな交換作業に対応できるよう、乙にて常備すること。

9 乙は、保守対象機器等に搭載されたソフトウェア（OS、ミドルウェア、ファームウェア等）においてセキュリティホール等の脆弱性が発見された場合は、甲の指示に従い、また甲が別途委託する運用管理業者等と協力し、速やかにバージョンアップや修正プログラムの適用等の対応を甲が指定する期日までに行うこととする。

10 甲は、乙に対して、業務の都合により作業時間帯を指定することができるものとする。ただし、当該時間帯には夜間や休日を含む。

11 甲は、業務上必要と認めるときは、乙に対して、保守対象機器等の点検を行わせることができる。

12 乙は、保守作業を実施した場合は、当該内容（不具合の現象、原因及び対応結果等）を記載した報告書を都度甲に提出することとする。

（調査等）

第12条 乙は、本契約の成立後、第9条第1項及び第10条における設置作業の遂行に支障を来さないよう、契約期間の開始日までを限度として、必要に応じて当該作業の円滑な実施のための既設の機器等に係る情報及び知見等について、甲の了解を得たうえで、調査及び確認を行うことができる。

（提出書類）

第13条 乙は、次に示す書類を、甲が指定するセキュアなファイル転送システム又は CD 若しくは DVD による電子媒体にて提出し、その内容について甲の承認を受けること。ただし、甲が指示する書類については、ファイリングによる紙媒体も併せて提出すること。なお、電子ファイルについては Microsoft Word (.docx 形式) 及び Microsoft Excel (.xlsx 形式) または PDF 形式によること。

- （1）作業（工程及び体制）計画書（WBS 等を含む。）及び同報告書
- （2）作業責任者届
- （3）使用説明書
- （4）各種図表（機器及びソフトウェア一覧等）
- （5）保守仕様書及び連絡体制図表
- （6）打合せ議事録
- （7）その他必要書類またはデータ

（権利の帰属）

第14条 本件契約に関して乙が作成したドキュメント類等の成果物の著作権その他の権利については、その納入をもって甲へ移転するものとする。なお、既製のソフトウェア類については、各製品の使用許諾条件に従うものとする。

（支払方法）

第15条 支払方法は毎月払いとし、甲は、乙の請求に基づき30日以内に支払うものとする。

（再委託の禁止）

第16条 乙が、この契約に係る義務の履行を第三者に委託し、又は請け負わせ、この契約に係る権利を第三者に譲渡し、又はこの契約に係る義務を第三者に承継させることは、原則として禁止する。ただし、第三者の商号又は名称、委託を行う業務の内容及び理由を付して、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

（秘密の保持）

第17条 乙は、作業中に知り得た情報及び秘密を第三者に漏らしてはならない。本契約終了後及び解除後も同様とする。

（損害賠償）

第18条 乙は、仕様書及び契約書に反し甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しな

ければならない。

2 前項の規定により賠償すべき金額は、甲と乙が協議して決定する。

(特記事項)

第19条 甲は、本件契約の翌年度以降において、当該賃借料等に係る支出予算について減額または削除があった場合は本契約を解除することができる。この場合、乙は、生じた損害の賠償について、甲に対して請求することができない。

(疑義)

第20条 乙は、仕様書などに関し疑義がある場合、入札前に甲の説明を受けておく。

2 乙は、契約決定後に疑義がある場合、甲の解釈に従う。

No	区分	型名	仕様	数量	月単価
1	機器費	APRESIANP3000-24T8X4	ApresiaNP3000-24T8X4Q	2	
2		HC-SD2G-A01	SDカード (Apresiaシリーズ用)	2	
3		HL-NP3K-L3-LICENSE	オプションソフトウェアライセンス L3ライセンス ApresiaNP3000用	2	
4		FG-90G-US	FortiGate-90G	2	
5		SP-RACKTRAY-02	Rack Mount Tray	1	
6	機器保守	FG-90G-SS	FortiGate90G 初年度Standard (平日9-17時オンサイト保守)	2	
7		FG-90G-SJ	FortiGate90G 次年度Standard (平日9-17時オンサイト保守) ※2年目~5年目	8	
8		FG-90G-S1	FortiGate-90G 次年度基本保守 ※2年目~5年目	8	
9			Apresia保守 オンサイト保守_平日9時~17時 (5年間)	1	
14	搬入・ラッキング		搬入	1	
15			ラッキング	1	
16	搬入・アンラッキング		撤去	1	
17			アンラッキング	1	
合 計					

上下計	月額合計額 (税抜)	
	消費税及び地方消費税相当額	
	月額合計額 (税込)	
上下1/2	月額合計額 (税抜) × 1/2	
	消費税及び地方消費税相当額	
	月額合計額 (税込)	

契約期間	令和8年8月1日から令和13年7月31日まで (60か月間)	
上下計	契約金額 (税抜) 月額合計額 (税抜) × 月数	
	消費税及び地方消費税相当額	
	契約金額 (税込) 月額合計額 (税込) × 月数	
上下1/2	契約金額 (税抜) 月額合計額 (税抜) × 月数	
	消費税及び地方消費税相当額	
	契約金額 (税込) 月額合計額 (税込) × 月数	